

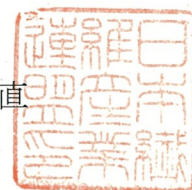
20180619製局第2号
平成30年6月20日

日本繊維輸入組合
理事長 藤田 礼次 殿

経済産業省製造産業局長 多田 明弘



日本繊維産業連盟会長 鎌原 正直



「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」への協力
依頼について

繊維産業においては、外国人技能実習について法令違反の事例が多数発生しており、業種別では最多となっています。これは、法令違反を犯した個々の事業者の法令順守の問題のみならず、繊維業界全体の信頼に関わる、極めて由々しい事態です。

こうした事態の適正化に向けて、技能実習制度の主務官庁（法務省及び厚生労働省）の協力を得て、経済産業省は、繊維産業を所管する立場から、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下、技能実習法という）第54条に基づき、繊維産業技能実習事業協議会を本年3月に設置しました。

本協議会は、経済産業省及び日本繊維産業連盟を事務局とし、繊維産業において、技能実習制度の適正化等の周知・徹底を図り、技能実習の実施状況等の把握を行うとともに、技能実習の適正な実施等に向けて繊維業界として講ずべき取組等について協議を行い、6月19日に「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」（別添）を決定し、公表しました。

本決定は、本協議会の構成員団体及び会員企業等のみならず、繊維産業のすべての関係者に対して、技能実習に係る法令遵守等の徹底、取引適正化の推進、発注企業の社会的責任の着実な実施を求めています。技能実習生を受け入れている企業における法令遵守はもちろんのこと、発注企業に対しても、自社のサプライチェーン全体における法令遵守、適正な取引条件や労働環境等に責任を持つべきこと、特に大企業から率先して具体的な行動を取ることを求めています。

経済産業省及び日本繊維産業連盟においては、本決定の取組について、繊維業界に対する周知徹底を進めていくとともに、今後、本協議会等を通じ、フォローアップを行ってまいります。

本協議会の構成員団体におかれても、会員企業等に対して、本決定の取組を周知徹底していただくとともに、各会員企業を通じて、非会員企業を含め取引先事業者に対しても周知徹底するなど、業界全体として本決定が確実に実行されるよう、適切に対応いただきますようお願いいたします。